

の大溝については、発掘調査の成果から南北200m、東西100m以上の長さを有する2条の区画溝の存在が明らかとなった。

さらに、昭和42年の航空写真で東西方向と南北方向に2重線のソイルマークがみられることがわかり、溝跡の発掘図面と重ね合わせたところ、両者の位置がほぼ一致した。この航空写真によっておおよその正倉域の範囲を想定することが可能となった。航空写真による推定では、南北方向の西辺溝は、300m前後の長さを有するものと思われる。西辺溝の主軸方位は全体的にみると東に2度～3度傾いている。東辺溝については、山林近くの畑地に南北に走るソイルマークが極めて短い部分ではあるが看取できるので、この線を北に直線的に延長させると北辺溝の総延長は350m以上に達する。また、そのソイルマークの近くには島戸境1号墳が存在するが、同古墳の発掘調査で南北に走る溝跡が検出¹⁰⁾されており、これについても東辺溝の可能性が認められる。この溝跡の主軸はN-15°-Wにあるので、これを東辺の区画溝とすると東側の地域のみかなり歪な形状となる。

現段階では不明な点が多いものの、正倉域は東西350m以上、南北300m程度の規模を有すると考えられる(第17図)。これは単純計算で100,000㎡以上の規模を有することになる。郡衙遺跡で本遺跡と同様な集中型正倉がみられる例では10,000㎡～20,000㎡¹¹⁾程度が通常であり、嶋戸東遺跡の区画範囲は非常に広大な面積である。しかしながら、本遺跡の正倉域内の地形をみると中央部まで谷部が迫っており、地形に扼されているため実際に建物を建てられる部分は限られたものであったのであろう。おそらく斜面部のため面積の2/3程度は建物が建てられていなかったものと推察される。

正倉域内の建物は、現在までのところ基壇建物跡8棟、掘立柱建物跡1棟が検出されており、さらに分布調査により基壇と考えられる地点が1か所認められる。基壇跡のうち6か所で基壇下から重複して掘立柱建物跡の柱掘りかたを検出しており、基本的には正倉は掘立柱建物から基壇建物に変遷していると考えられるが、掘立柱建物のみのものも認められる。

基壇下の掘立柱建物跡の構造は、SB32が3間以上×3間の規模の総柱建物跡であり、ほかの基壇下にある掘立柱建物跡の構造は不明であるが、掘立柱建物跡のみ単独で検出したSB28についても総柱建物であることや、各基壇下に存在する掘立柱建物跡の柱掘りかたの規模等がSB28・SB32と同規模であることから、基壇跡下の掘立柱建物跡についても総柱建物であることはほぼ確実である。

倉庫群の配置は、部分的な調査なので不明な点が多いが、北辺部は東西棟の建物が北に方位を揃え直列を基本とした形で規則的に並んでいると考えられる。また西辺部にも北に方位を揃えて南北棟の建物が3棟みられるので、全体的には基本的に北に軸を揃えて配置している状況が窺える。

以上、この正倉域を含めると武射郡衙の範囲は東西5町、南北4町程度の極めて広大な範囲と想定される。しかしながら、遺物の出土は希薄であり、出土した転用硯9点に僅かに官衙の片鱗を垣間見ることができる程度である。

嶋戸東遺跡の北方1.5kmには久保谷遺跡¹²⁾が存在する(第16図)。同遺跡からは旧佐倉街道と平行するように古代の道路跡及び中・近世の道路跡が検出されている。旧佐倉街道は江戸時代の絵図面から嶋戸東遺跡の正倉域を斜めに抜けて伸びており(第17図)、このことは明治時代の地図からも窺い知ることができ、久保谷遺跡で検出された古代道は嶋戸東遺跡まで続き、前期郡庁域の東脇を抜け、九十九里の平野部まで達していたと考えられる。また、嶋戸東遺跡の南方の平野部は古代には大きな沼が広がっており、川と川を結ぶ水上交通が発達していた可能性も考えられる。このような観点から考えるならば、嶋戸東遺跡は郡

衙にとって格好の立地条件をそなえていたものと推察される。

なお、武射郡内で官衙関連の遺物が出土した遺跡としては、成東町比良台遺跡、芝山町谷窪・上楽遺跡、芝山町庄作遺跡がある。比良台遺跡¹³⁾は嶋戸東遺跡の南東1.2kmに所在し、石帯の巡方が出土している。谷窪・上楽遺跡¹⁴⁾からは銅製銚帯金具の巡方1点・鉞尾2点、石帯の丸柄1点等が出土し、墨書土器には「厨」の文字がみられる。庄作遺跡¹⁵⁾からは須恵器高盤2個体が出土している。

註

- 1 財団法人千葉県資料研究財団 2001 「付録 古代房総三国の郡・郷・里の変遷と比定地一覧」『千葉県の歴史 通史編 古代2』千葉県
- 2 陸化の年代観や形成過程については、蓮沼村史に詳述されている。
小高春雄 1992 「第1章 原始・古代の蓮沼地方」『蓮沼村史』蓮沼村史編纂委員会
- 3 この成東沼に面する村々はいずれも近世に大幅な村高の増加がみられることから、江戸時代の新田開発によって沼が耕地化したことが窺われる。
海保四郎 1986 「第三章近世」『成東町史 通史編』成東町
- 4 山口直人 1994 「嶋戸東遺跡」『山武郡市文化財センター年報No.9 付編調査報告』(助山武郡市文化財センター)
- 5 沼澤 豊 1982 「成東町真行寺廃寺跡確認調査報告書」千葉県教育委員会
沼澤 豊ほか 1983 「成東町真行寺廃寺跡研究調査概報」(助千葉県文化財センター)
天野 努・今泉 潔 1984 「成東町真行寺廃寺跡研究調査報告書」(助千葉県文化財センター)
谷川章雄ほか 1985 「成東町真行寺廃寺跡発掘調査報告書-鍛冶工房址の調査-」成東町教育委員会
- 6 栗田則久 1995 「千葉県の古代官衙とその周辺」『日本考古学協会 1995年度茨城大会シンポジウム3 地方官衙とその周辺』日本考古学協会茨城大会実行委員会
- 7 小林信一 1998 「成東町嶋戸東遺跡発掘調査報告書」千葉県教育委員会
小林信一 1999 「成東町嶋戸東遺跡第2次発掘調査報告書」千葉県教育委員会
香取正彦 2000 「成東町嶋戸東遺跡第3次発掘調査報告書」千葉県教育委員会
香取正彦 2001 「成東町・山武町嶋戸東遺跡第4次発掘調査報告書」千葉県教育委員会
香取正彦 2002 「成東町・山武町嶋戸東遺跡第5次発掘調査報告書」千葉県教育委員会
- 8 郡庁の規模の平均は東西が54m、南北55mという数値がある。
山中敏史 2004 「Ⅶ-3 郡庁」『古代の官衙遺跡 II 遺物・遺跡編』奈良文化財研究所
- 9 稲見英輔ほか 1991 「烏戸境遺跡」『平成2年度 山武町内遺跡群発掘調査報告書 烏戸境遺跡 道祖神前遺跡 旭山遺跡 岩ノ谷台遺跡 上戸田遺跡』山武町教育委員会
- 10 平山誠一・椎名信也 1994 「烏戸境1号墳」山武町教育委員会
- 11 山中敏史 1994 「第一章 郡衙の構造と機能 第四節 正倉構造と機能」『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- 12 加藤正信ほか 2000 「千葉東金道路(二期)埋蔵文化財調査報告書4-山武町久保谷遺跡-」(助千葉県文化財センター)
- 13 山口直人 1992 「比良台遺跡群」(助山武郡市文化財センター)
- 14 松田政基 1990 「谷窪・上楽遺跡」『千葉県芝山町小原子遺跡群調査報告書』芝山町教育委員会
- 15 松田政基 1990 「庄作遺跡」『千葉県芝山町小原子遺跡群調査報告書』芝山町教育委員会

Ⅲ 下総地域の官衙関連遺物について

1 はじめに

遺跡を地方官衙であると認定することは限られた発掘成果からは非常に困難を伴うものである。今回の官衙の集成では山中敏史氏の『古代官衙遺跡の研究』¹⁾の中で地方官衙の判定方法を述べられている方法の中でも遺構についての認定基準を最重要視して分類した。すなわち、掘立柱建物跡の規模や建物の柱間の寸法、建物が柱筋や棟通りを揃えて直列や並列、左右対称に配置されているかどうかを定点として分析を行ったが、官衙遺跡として真正かどうかの判断が下せるほどの根拠を示せる面積や遺構群が確保された遺跡が少なく、現在、千葉県内で地方官衙と確実に認定できる遺跡は数遺跡にすぎないことになった。

このような現状に鑑み、官衙を別な視点で捉えなおす必要に迫られた。すなわち、地域ごとに官衙に関連する遺物の分布状況を官衙関連遺跡のみではなく一般の集落遺跡まで拡大して収集し、それらを面的及び量的に捉えて行くことにより、官衙遺跡の所在が地域ごとに明らかにならないかと考えた。官衙関連遺物の集中する地域を明らかにすることによって、近くにあると思われる官衙遺跡の存在を浮かび上がらせることができないかと考えたのである。さらには、地方官衙研究の中で今後問題になると考えられる郡衙の出先機関や郷衙等の末端施設の存在を探るための一助になればとの思いがあった。

官衙関連遺物としては、古代の役人の必需品である銚帯や円面硯がすぐに思いつくであろう。これらの品物は県内の研究では従来から個別に集成・研究されてきてはいるが、分布がいかなる意味を有するのかは大系立てて考えられているとは言い難い状況にある。

そこで、上記の遺物のほかにさらに数種類の遺物を組み合わせることによって、遺物の有する意義をさらに明確化させることにした。

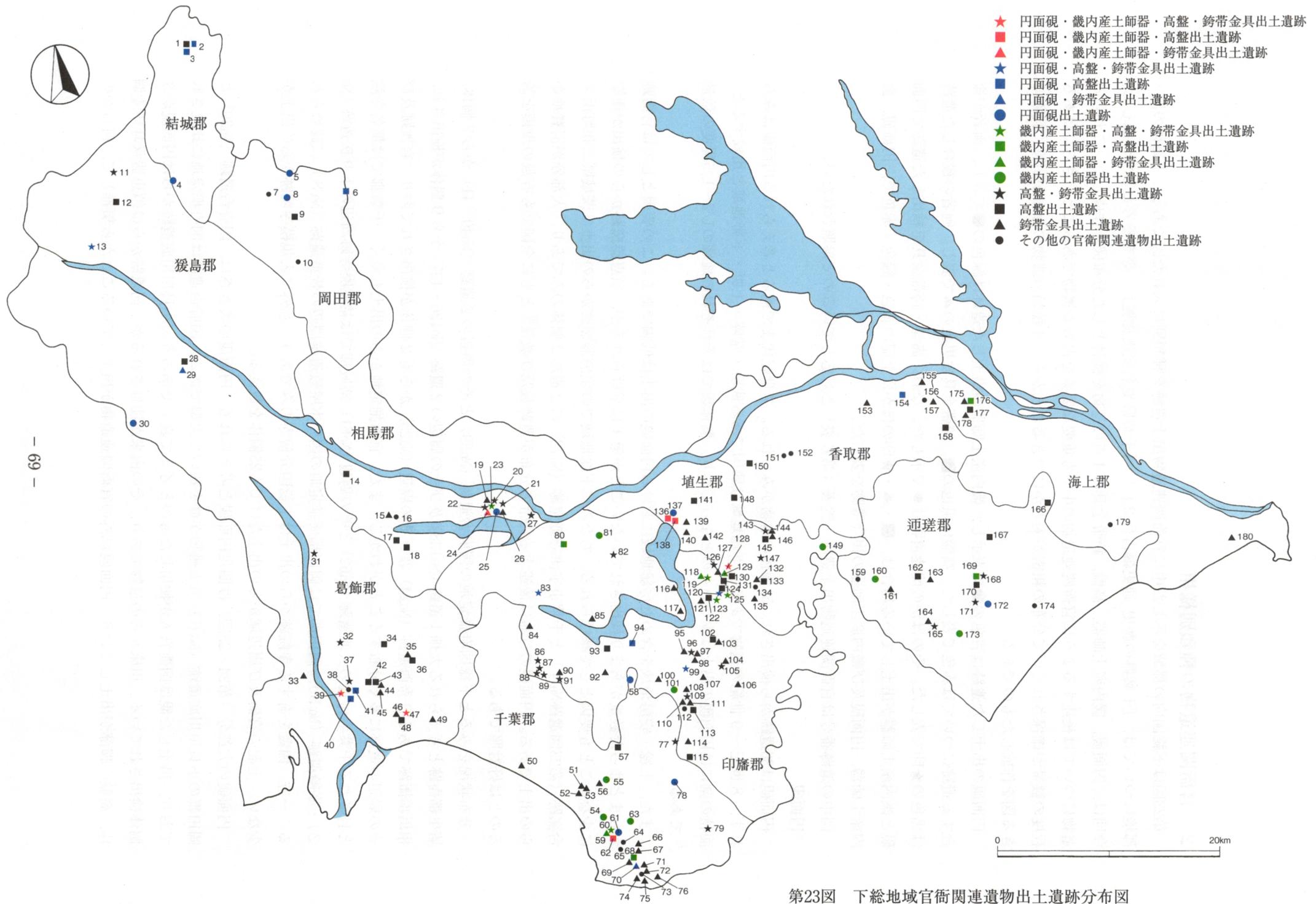
具体的には官衙関連遺物として、円面硯及び銚帯金具の分布、畿内産土師器や須恵器・土師器高盤などの土器の4種類を主体として分析することにした。また、須恵器双耳杯や耳皿の分布についても注目し、さらに、墨書土器・刻書土器の中でも「郡」・「厨」・「曹司」等の役所に関連する文字、「守」・「介」・「校尉」等の官職名の記載されている文字資料の分布を調査し、それらの分布を重ね合わせることにした。対象となる時期は7世紀第4四半期～10世紀までとした。

なお、畿内産土師器を主たる分析の柱としたのは、林部均氏が畿内産土師器は官衙と深く関わることを述べられており²⁾、この分布状況と出土量を再確認することは、官衙遺跡を考えることに不可欠であると認識されるからである。

また、土器の高盤を分析項目に組み込んだのは、富田和夫氏による埼玉県内の官衙的土器、須恵器盤類・円面硯等の研究成果³⁾に触発されたからであり、さらに盤類の中でも高盤を選定した理由は、平城京内（Ⅶ期）における官人の宴席には2～3人に1脚の高杯（高盤）が用いられたとされ⁴⁾、高盤は古代の役人との結びつきが特に高い器種と考えられたからである。

そしてこれらの器種のほかに特殊遺物欄に須恵器双耳杯や耳皿を分析項目に入れた。これらの遺物を含めたのは律令制にもとづいた儀式的な遺物の可能性が認められるからである。

また、律令官人の朝服・制服に付属する腰帯を飾る飾り具である銚のみではなく、今回の分析では鉄鉾も調査の対象とした。奈良・平安時代の鉾は軍防令の規定⁵⁾によって、私家で所有することが禁じられており、基本的に官の管理下にあったものと認識されるので、官衙関連遺物に含めた。



- ★ 円面硯・畿内産土師器・高盤・銚帯金具出土遺跡
- 円面硯・畿内産土師器・高盤出土遺跡
- ▲ 円面硯・畿内産土師器・銚帯金具出土遺跡
- ★ 円面硯・高盤・銚帯金具出土遺跡
- 円面硯・高盤出土遺跡
- ▲ 円面硯・銚帯金具出土遺跡
- 円面硯出土遺跡
- ★ 畿内産土師器・高盤・銚帯金具出土遺跡
- 畿内産土師器・高盤出土遺跡
- ▲ 畿内産土師器・銚帯金具出土遺跡
- 畿内産土師器出土遺跡
- ★ 高盤・銚帯金具出土遺跡
- 高盤出土遺跡
- ▲ 銚帯金具出土遺跡
- その他の官衙関連遺物出土遺跡

第23図 下総地域官衙関連遺物出土遺跡分布図

2 官衙関連遺物の種類別様相

第23図は下総国内の郡域を示した中に官衙関連遺物出土遺跡を種類別に入れた図である。下総国の国・郡境については、『千葉県歴史通史編古代2』⁶⁾・『千葉県地名変遷総覧』⁷⁾等を参考として作成した。今回は、円面硯、畿内産土師器、高盤、銚帯金具の4点の遺物を機軸とした分布図を作成した。これらの遺物については後述するように官衙関連遺物の中でも重要な要素を占める遺物であること、さらにはある程度の数量が確保されていて分布の粗密が明らかにできることから、4種類の遺物の分布が明瞭に判断できる図を作成したものである。

円面硯の出土した遺跡は青色の●で表示し、畿内産土師器の出土した遺跡は緑色の●で表し、両者が複合する遺跡については赤色で表した。高盤は黒色の■、銚帯金具は黒色の▲で表し、両者の複合した遺跡は黒色の★印で表した。そのほかの関連遺物は●で示した。なお、高盤・銚帯金具を検出した遺跡で円面硯と畿内産土師器が出土している場合は、■・▲・★印のほかに上記の青色・緑色・赤色で、円面硯、畿内産土師器、円面硯及び畿内産土師器の複合遺跡を表した。

図中の遺跡番号は官衙関連遺物出土遺跡一覧表(第6表)と対応しているので参照されたい。

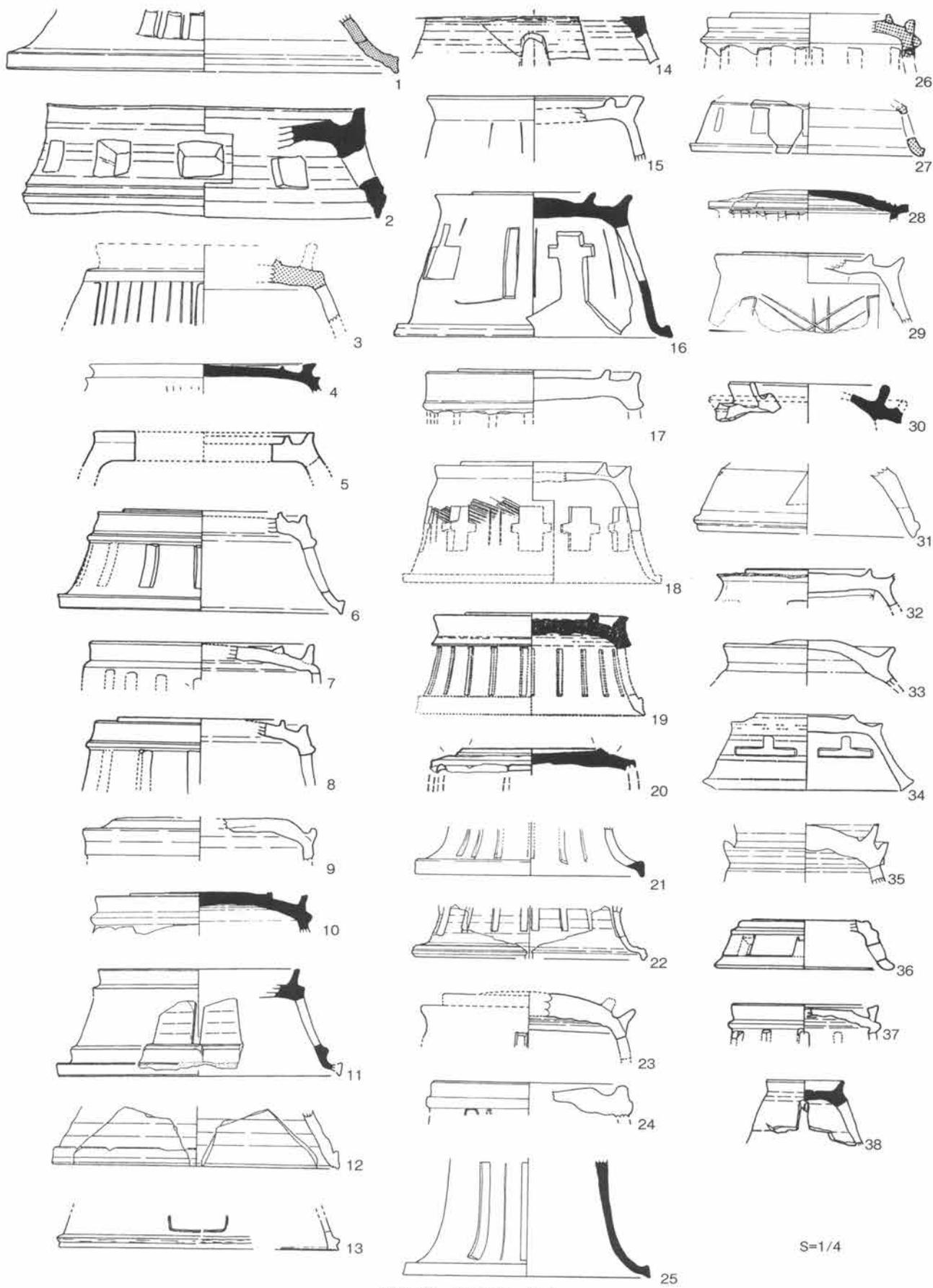
円面硯

円面硯は30遺跡から検出され、51個体の遺物がみられる。7世紀代まで遡ると考えられる円面硯はみられず、8世紀～9世紀の遺物である。下総地域は隣国である武蔵・常陸・上野・下野地域と比較すると、面積の割には円面硯の出土は少ないものとなっており、個体数ではそれぞれの地域の1/2～1/5程度の数量⁸⁾である。

また、上総・安房地域を含めた房総地域における円面硯の出土は低調である。この要因としては官衙跡からまとまった数量があまり検出されていないことが第1に挙げられるが、須恵器窯跡からの検出が極端に少ないことも要因として挙げられる。ちなみに下総地域での須恵器窯跡からの出土は茨城県三和町浜ノ台窯跡(第23図遺跡No.4)と千葉市宇津志野窯跡(No.78)の2遺跡2個体のみであり、大部分が消費地からの出土である。円面硯の分布は後述する銚帯の分布が遺跡数及び数量⁹⁾ともに全国でも有数の規模を誇るのとは好対照である。

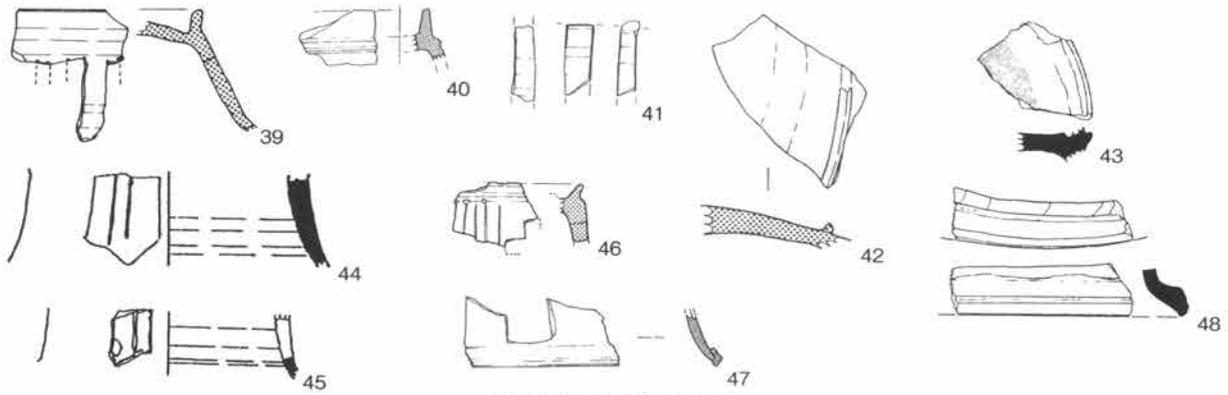
分布状況を見ると下総国府推定地の国府台遺跡(No.39)とその周辺の2遺跡(No.40・41)から7個体、埴生郡衙跡と考えられる大畑I遺跡(No.138)及びその周辺の2遺跡(No.136・137)から9個体が検出され、相馬郡衙跡である日秀西遺跡(No.24)及びその周辺(No.25)からも2個体が検出されており、官衙跡及びその周辺の遺跡に多く分布することがわかる。また、官衙推定地からの出土も多く、千葉郡では郡名寺院と目される千葉寺付近の大北遺跡(No.62)とその周辺(No.61)、結城郡では結城廃寺跡周辺の下り松遺跡(No.2)・峯崎遺跡(No.3)、岡田郡では岡田郡衙推定地の国生本屋敷遺跡周辺の皆葉遺跡(No.8)に認められる。一方、伽藍を有する寺院跡からの出土は下総国分僧寺のみであり、意外に大規模寺院跡からの出土が少ない。上記の官衙及び周辺域からの出土だけでも25個体を数える。

円面硯の大部分(第24・25図)は圈足円面硯と考えられる。円面硯の大きさは、国府台遺跡(No.39)と岡田郡の小貝川川底遺跡(No.6)出土遺物が群を抜いて大型である。国府台遺跡は国府推定地に比定されており、出土した硯は国衙官人が使用したのと考えて良いであろう。小貝川川底遺跡からは円面硯が3個体検出されている。川床からの遺物であり、その由来が注目されるが、同遺跡からは須恵器双耳杯4個体、高盤の脚部が出土しており、円面硯以外の官衙関連遺物が出土していることから類推して、何らかの

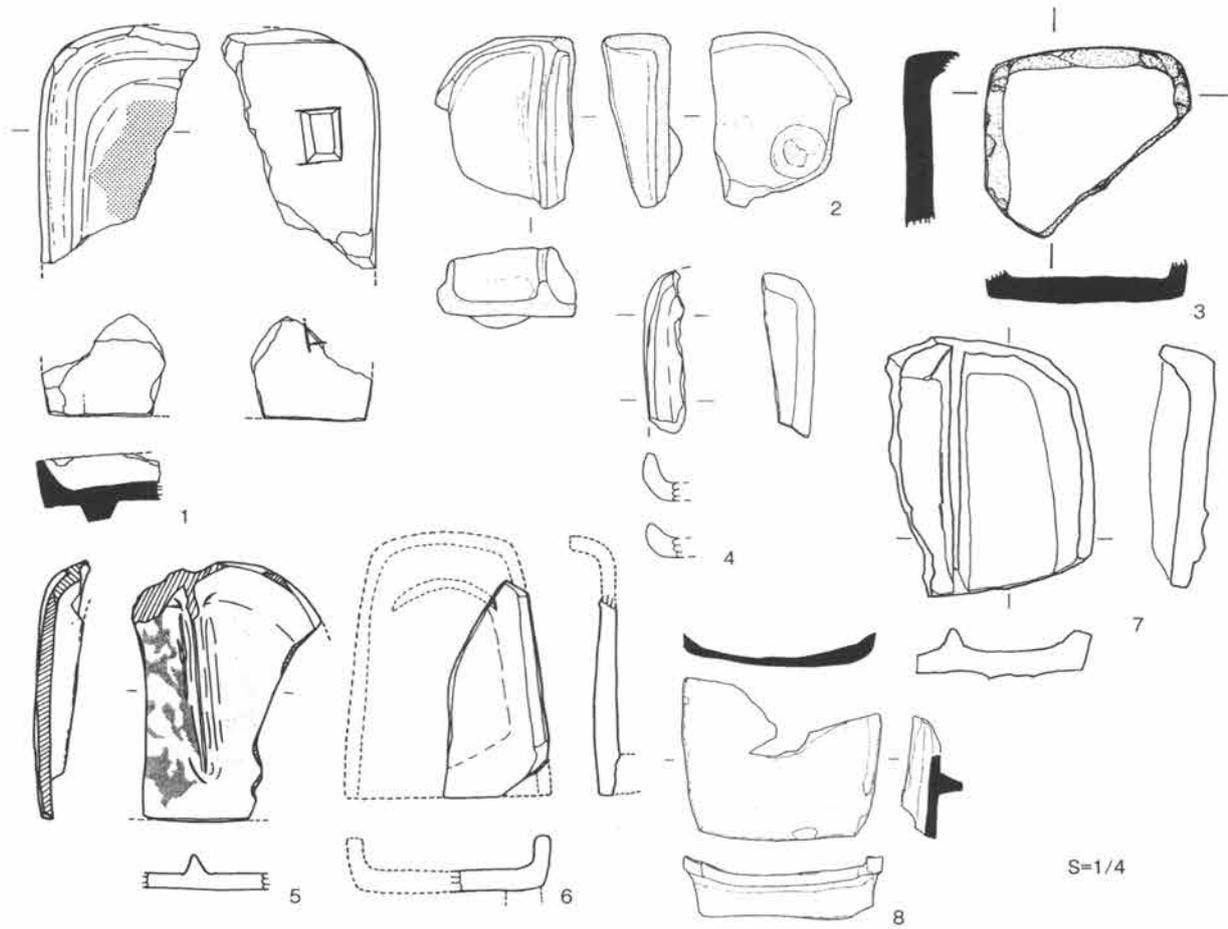


S=1/4

第24図 円面碗 (1)



第25図 円面硯 (2)



第26図 風字硯

円面硯

番号	遺跡名	番号	遺跡名	番号	遺跡名
1	国府台遺跡	15	鳴神山遺跡	28	陣屋遺跡
2・12・14	小貝川川底遺跡	16	囲護台遺跡群	30・38	峯崎遺跡
3	大北遺跡	17	下り松遺跡	31	下粟野方台遺跡
4・47	下総国分僧寺	18	江原台遺跡	32	有吉遺跡
5	宮崎第1遺跡	20	チアミ遺跡	33	高岡大山遺跡
6~8・36・37	向台遺跡	22	羽黒遺跡	34	印内台遺跡
9・21	大畑I遺跡	23	浜ノ台窯跡	35	小湖山下北遺跡
10・19・29・43	須和田遺跡	24	龍角寺五斗蒔瓦窯跡	44・45	皆葉遺跡
11	平台遺跡	25	吉見台遺跡B地点	46	仁井宿東遺跡
13	日秀西遺跡	26・27・39~42	大袋小谷津遺跡	48	宇津志野窯跡

風字硯

番号	遺跡名
1	鷺谷津遺跡
2	有吉遺跡
3	鳴神山遺跡
4	高岡大山遺跡
5	青山富ノ木遺跡
6	向台遺跡
7	久野下谷津遺跡
8	白幡前遺跡

官衙関連の儀礼に伴う遺物と認識することも可能である。

風字硯については、8遺跡から9個体が検出されており、円面硯と比較しても僅かな数量となっている(第26図)。出土遺跡は千葉郡の鷲谷津遺跡(No.59)・有吉遺跡(No.70)、印旛郡の鳴神山遺跡(No.83)・白幡前遺跡(No.89)・高岡大山遺跡(No.99)、埴生郡の久能下谷津遺跡(No.134)・向台遺跡(No.136)、香取郡の青山富ノ木遺跡(No.151)であり、高岡大山遺跡では2個体の風字硯が検出されている。

風字硯出土遺跡のうち、明確に官衙と認識される遺跡は埴生郡衙関連遺跡である向台遺跡のみであり、積極的には官衙に伴う遺物ということとはできない。どちらかと言うとその地域の拠点的な集落跡からの出土が多いが、風字硯が検出された遺跡のうち円面硯と風字硯の両者が存在する遺跡は4遺跡(No.70・83・99・136)が認められること、後述する「厨」の墨書土器が3遺跡(No.89・99・136)で出土していることを考えるならば、律令官人と全く無関係とは言えないであろう。今後の出土の推移を見守って行きたい遺物である。

畿内産土師器

畿内産土師器は飛鳥Ⅳ～平城Ⅶまでのものを集成した。畿内産土師器は関東地域でも千葉県からの出土が多く、とくに下総地域の出土量は極めて多い。27遺跡から出土しており、千葉郡の大北遺跡のように多くの器種がもたらされている遺跡(第27図2～25)もみられる。畿内産土師器の出土は平城Ⅰが主体を占めている。

相馬郡からは相馬郡衙跡である日秀西遺跡(No.24)と同郡衙跡の関連遺跡である野守遺跡(No.23)からの出土である。野守遺跡からは杯と高台付杯(杯B)・高盤が検出され、日秀西遺跡からは高台付杯が出土している。

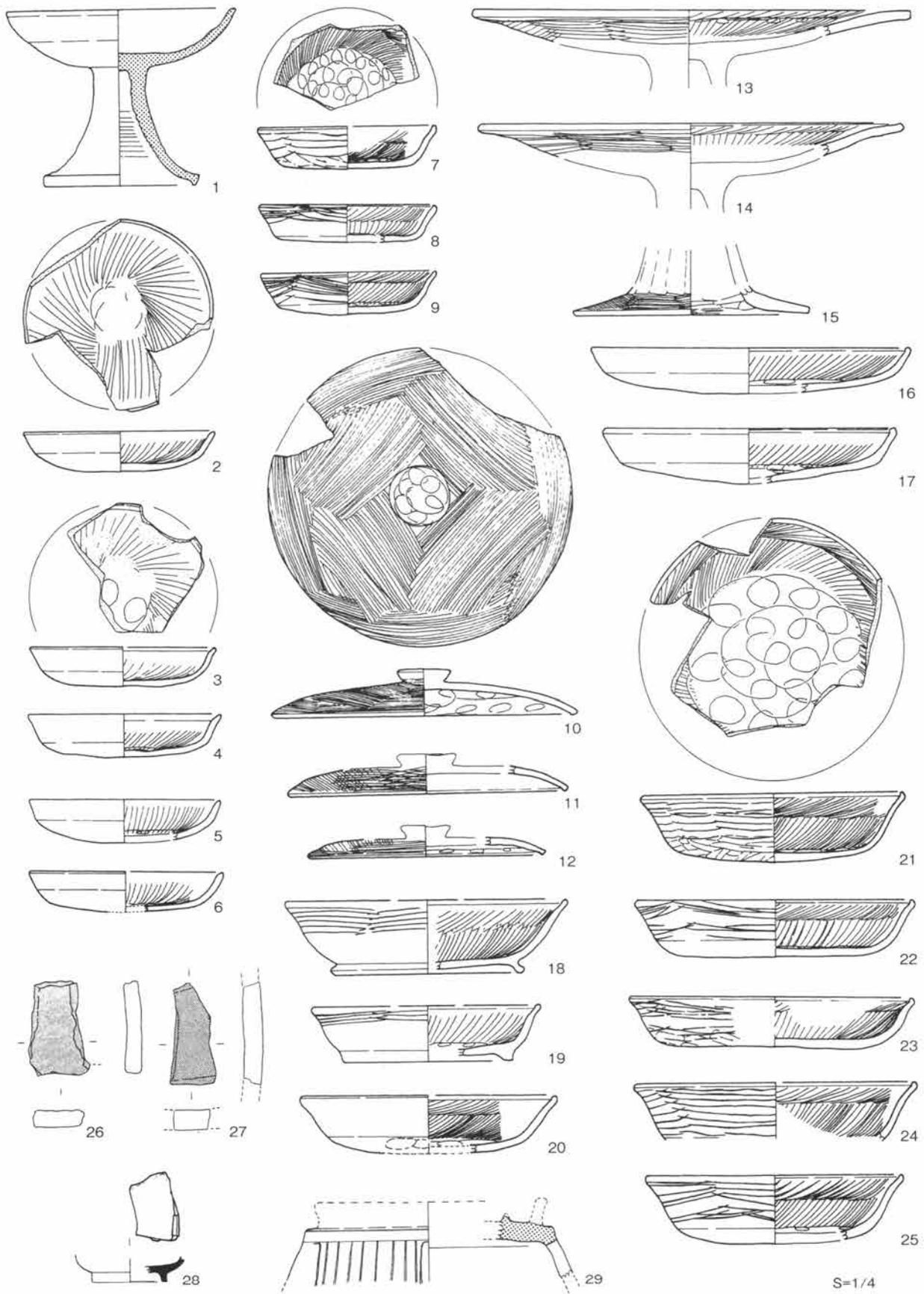
葛飾郡は国府台遺跡(No.39)から杯が検出され、印内台遺跡(No.47)で蓋が出土している。

千葉郡では7遺跡(No.54・55・59・60・62・63・68)から出土し、大北遺跡(No.62)からは杯71個体、高台付杯2個体、盤25個体、蓋13個体、高盤17個体が検出されている。

この大北遺跡の性格については官衙や駅家を補完する施設の可能性や豪族居宅の可能性も指摘されている。萩原恭一氏は豪族の居宅としての可能性も指摘しているが、7世紀末の律令体制整備段階において掘立柱建物跡が出現しはじめることから、単なる居宅ではなく、同時に、公的施設の補完的機能をも果たしていたと考えている¹⁰⁾。そして、畿内産土師器が大量に出土することについては、『時範記』の承徳三年二月十四日・十五日条の国司下向の際の国越えの例を参考として挙げ、下総国に下向する新任国司が国境の村田川を渡る際に、国越えの儀礼を行い、下総国に入ってから最初の饗饌を、河曲駅家で行ったのではなく、大北遺跡でとり行った可能性を示唆している。大北遺跡は、河曲駅家を補完する施設の可能性がある」と推論している。

また、山路直充氏は大北遺跡を郡衙の一部とし、上総から香取海に向かう当初の駅路はやや遠回りになる河曲駅を経由せずに、大北遺跡の付近で分岐していた可能性を提示している¹¹⁾。

なお、大北遺跡から南東2.7kmに所在する種ヶ谷津遺跡(No.68)からは奈良時代の土器集積遺構が検出されているが、この遺跡からは多量の土師器・須恵器とともに奈良三彩等の施釉陶器や特殊遺物が出土し、この地周辺で何らかの祭祀行為が行われたと考えられている。奈良三彩・二彩陶器は小壺7個、蓋3個を数え、鉄製儀鏡2面、銅製儀鏡1面、銅製垂飾1個体、銅製鈴1個体、畿内産と考えられる高盤及び盤各1個体等が検出され、千葉県内では最も多彩陶器が多く出土している遺跡である。これらの祭祀具は上記



第27図 大北遺跡出土官衙関連遺物

の国越えに伴うものの可能性も認められ、興味深い。いずれにしても大北遺跡は交通の要衝にある遺跡と考えられる。

印旛郡では7遺跡（No.80・81・101・118・119・123・125）から検出されている。分布は台方下平Ⅱ遺跡（No.119）を中心とした分布であり、同遺跡からは杯2個体、盤1個体、高盤1個体やハケ目が施された畿内系の甕が検出され、台方下平Ⅰ遺跡（No.118）からも同様な甕が出土している。木下別所廃寺跡（No.80）からは高盤と杯が各1個体検出されている。

埴生郡は5遺跡から（No.128・129・136・138・149）検出されており、分布は埴生郡衙跡と考えられる大畑Ⅰ遺跡（No.138）と囲護台遺跡群（No.128）の2か所に大きく分かれる。大畑Ⅰ遺跡に隣接して所在する向台遺跡（No.136）からは杯3個体・高台付杯1個体・蓋2個体・高盤1個体（第14図及び巻頭図版2）等が検出され、囲護台遺跡群からも杯5個体・皿3個体・鉢3個体が出土し、埴生郡からは比較的多くの畿内産土師器が出土している。

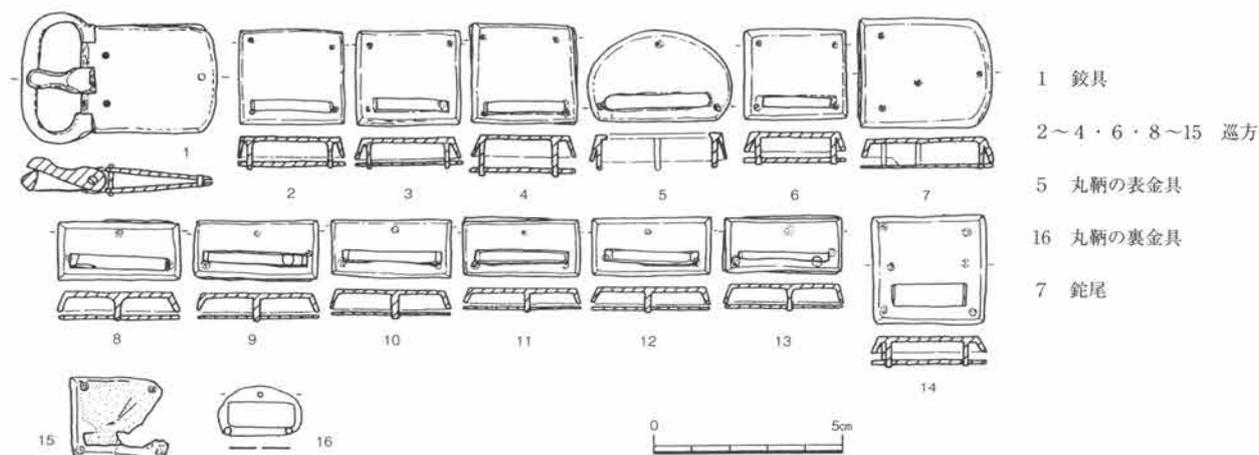
逆瑳郡は3遺跡（No.160・169・173）から検出されており、郡域の西半分に分布する。器種は杯を主体とする。海上郡は地々免遺跡（No.176）から盤1個体が検出されている。

銚帯金具

銚帯の飾り金具である巡方・丸軛及び締め金具部分の鉸具、帯先端に付く鉈尾は102遺跡から262点が検出されている。この数値は裏金部分のみの出土も含んだ数字であり、鉸具と鉈尾は馬具等にも使用されており、集成中にはいくらか馬具の類も含まれている可能性があるため、実際は多少割り引いて考える必要もある。なお、古墳時代と考えられる銚帯金具についてはできるだけ除き、奈良・平安時代のものを採るようにした。また、馬具等の金具と考えられる毛彫り文様があるものについても除外した。

銚帯金具の中で鉸具・鉈尾の両者若しくは片方のみの遺跡数は25遺跡であり、人が使用した銚帯と認識できる巡方・丸軛が出土した遺跡は77遺跡に達している。石製の巡方・丸軛が検出された遺跡は22遺跡である。

銚帯金具は鉸具・巡方・丸軛・鉈尾が揃って検出された例は少なく、同一遺構内からは大部分が単独若しくは2～3個程度の検出例である。葛飾郡の小野遺跡（No.32）の出土例（第28図）は例外的であり、1条分の腰帯具と丸軛、巡方各1点が竪穴住居跡内から一括して検出されている。この竪穴住居跡からは鉄



第28図 小野遺跡出土銚帯金具

製鎌や燧鉄・紡錘車、^{かなはし}鉗が出土しており、金属工房であった可能性が指摘されている。

銚帯金具の大半は竪穴住居跡から検出されているが、この検出状況は下総地域に限った状況ではなく、関東地域でも同様である。銚帯金具が竪穴住居跡から断片的に検出されることについての解釈は諸説がある。

分布は、葛飾郡は国府周辺域、相馬郡は相馬郡衙跡の日秀西遺跡（No24）周辺、千葉郡は南部で多くみられ、印旛郡と埴生郡はそれぞれの郡中心域に多く分布し、匝瑳郡は郡の西南部に多くみられる。猿島郡は郡の北西部に、香取郡は郡の東部に分布がみられ、海上郡は郡の北西部に分布がみられるものの、出土例が少なく、傾向は押さえられない。結城郡と岡部郡については現在までのところ、銚帯金具の分布はみられない。

高盤

下総地域で高盤若しくは高杯が出土した遺跡は83遺跡、204個体の遺物が検出されている。8世紀代の遺物が多数を占め、内田端山越窯跡（No115）出土の1個体以外は消費地からの出土である。

葛飾郡では13遺跡（遺跡No28・31・32・34・36・37・39～43・47・48）から合計で77個体の高盤が出土しており、下総地域内における出土個体数の38%弱が一郡で検出されていることになる。国府推定地である国府台遺跡（No39）に多くみられ、40個体を数え（第29図）、とくに下総総社跡地点では29個体の高盤・高杯が検出されており、注目される。高盤は極めて官衙的色彩の強い土器であることがわかる¹²⁾。

結城郡からは油内遺跡（No1）・下り松遺跡（No2）・峯崎遺跡（No3）から合計で7個体の須恵器高盤が出土し、郡の北部に分布する。岡田郡では小貝川川底遺跡（No6）・国生本屋敷遺跡（No9）、猿島郡では本田山A遺跡（No11）・北新田A遺跡（No12）・羽黒遺跡（No13）でみられ、郡の北西部にまとまる。

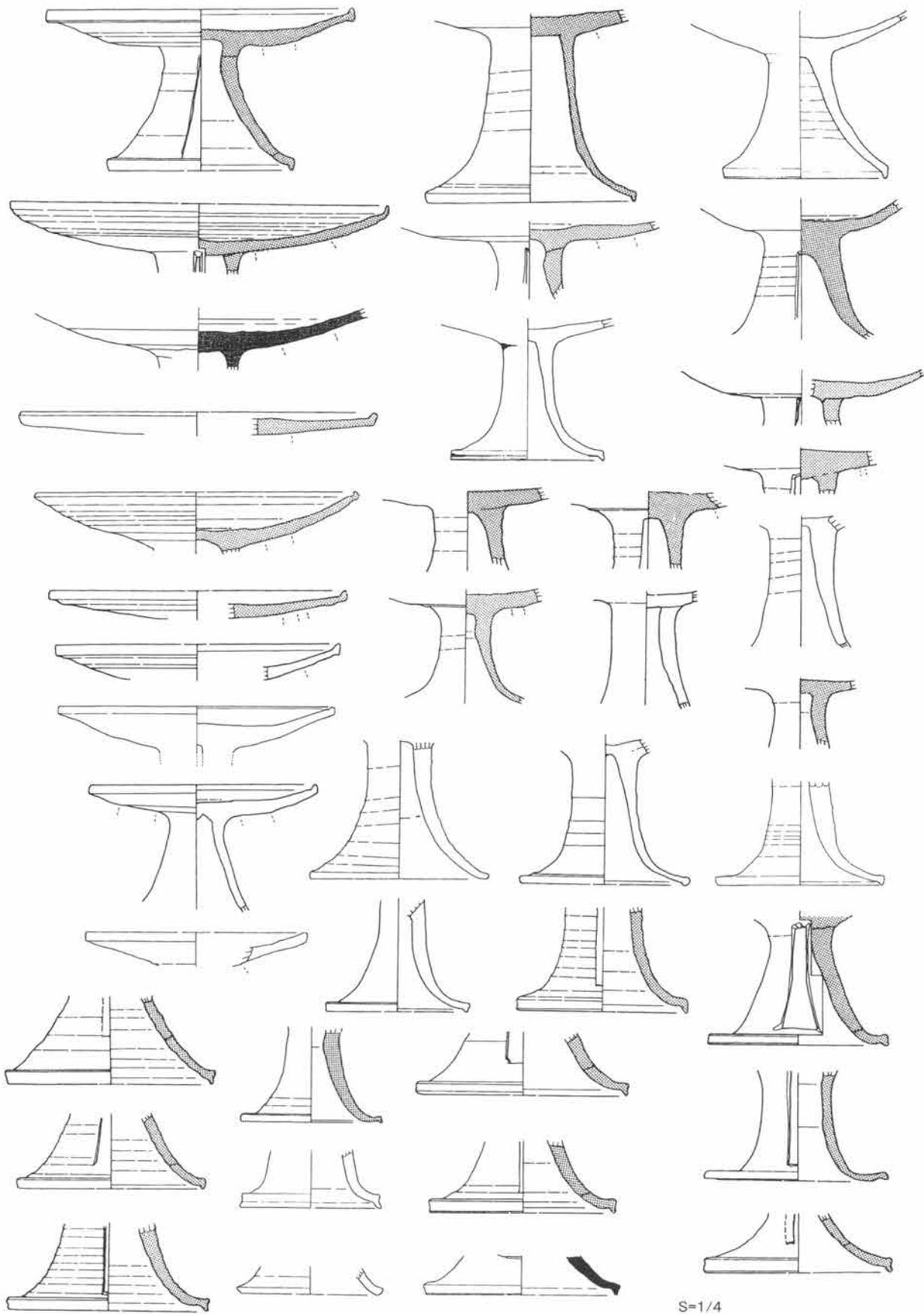
相馬郡では花前Ⅱ遺跡（No14）・南台遺跡（No17）・大井大畑遺跡（No18）・高根遺跡（No20）・新木東台遺跡（No21）・北久保作遺跡（No22）・野守遺跡（No23）・布佐・余間戸遺跡（No27）の8遺跡から9個体が検出されており、相馬郡衙跡である日秀西遺跡周辺と郡の西部に分布する。

千葉郡内は6遺跡（No57・60・62・68・77・79）から28個体が検出されているが、大北遺跡（No62）からは畿内産土師器の高盤が破片を含めると17個体が出土している。大北遺跡は前述のように駅家に関連する何らかの施設の可能性が指摘されている遺跡であり、遺跡内には多量の畿内産土師器がもたらされており、役人が饗宴を行った場であると考えられている。

印旛郡からは23遺跡（No80・82・83・86～89・91・93・94・96・99・102・105・109・113・115・119・120・122～125）から38個体の高盤が検出されており、郡ごとの遺跡数では最も多い。ただし、高盤の個体数は鳴神山遺跡（No83）の5個体が最も多く、大半の遺跡の出土数量は1個体である。高盤出土遺跡が集中する地点は、千葉郡の北西部に近接する井戸向遺跡（No88）周辺と埴生郡に近接する大袋小谷津遺跡（No120）、そして印旛沼の南方に所在する高岡大山遺跡（No99）周辺の3地点に分かれる。

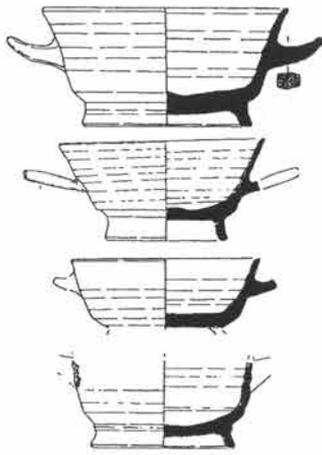
埴生郡は12遺跡（No126・128・130・131・133・136・138・141・143・145・147・148）から17個体が検出されている。分布は埴生郡衙跡の大畑Ⅰ遺跡（No138）周辺と囲護台遺跡群（No128）に分かれる。

香取郡では3遺跡（No150・154・158）の4個体のみである。なお、妙見堂遺跡（No158）の遺物は10世紀代の新しい遺物である。匝瑳郡は8遺跡（No162・165～171）から15個体が出土している。大半の遺跡では高盤の出土は1個体であるが、柳台遺跡（No168）からは6個体が検出されており、分布も同遺跡の周辺に多くみられる。



S=1/4

第29図 国府台遺跡出土高盤



S=1/4

第30図 小貝川川底遺跡出土双耳杯

海上郡からは2遺跡 (No.176・177) で2個体が出土し、郡の北西部にみられる。

双耳杯

双耳杯は杯の両側に把状の耳が付いた遺物であり (第30図)、東北地域においては、官衙遺跡や仏教関連遺跡からの出土が多いことが指摘されている¹³⁾。

分布は、結城・葛飾・岡田・海上・埴生郡でみられ、9遺跡から18個体が出土している。ほとんどの遺物は須恵器である。茨城県三和町浜ノ台窯 (No.4) では須恵器双耳杯が生産されており、分布も同遺跡の所在する結城郡や隣接する岡田郡に多い。結城郡では浜ノ台窯跡のほかに下り松遺跡 (No.2) と峯崎遺跡 (No.3) から出土している。

葛飾郡では国府台遺跡 (No.39) から出土し、岡田郡では小貝川川底遺跡 (No.6) から4個体、一本木遺跡 (No.7) と大生郷遺跡 (No.10) からそれぞれ1個体が出土しており、埴生郡からは新山I遺跡 (No.131)、海上郡では境原遺跡 (No.175) からそれぞれ1個体が検出されている。

耳皿

耳皿は相対する口縁部を内側若しくは上方へ折り曲げた形状の小皿である。現代でもこの形状の器は多くの神社で使用されており、名称は箸台と呼ばれていることが多く、神饌に用いられることが多い。

耳皿の全国的研究としては、伊藤正人氏が2000年にまとめられており¹⁴⁾、その中で平安時代においては律令国家支配体制下の官衙及び拠点集落からの出土が多いことを述べている。なお、千葉県内では2個体の土師器耳皿が集成され、分布状況は東北地域と類似していると考えられているが、今回の集成により、緑釉陶器や灰釉陶器の耳皿の存在が明らかとなったので、おおよそ関東の諸地域の分布状況と整合するように思われる。

耳皿は12遺跡から14個体が検出されており、材質には緑釉陶器・灰釉陶器・須恵器・土師器がみられ、9世紀前半～10世紀のものが認められる (第31図)。耳皿の分布は出土総数自体が少ないため、郡ごとの集中は捉えられない。

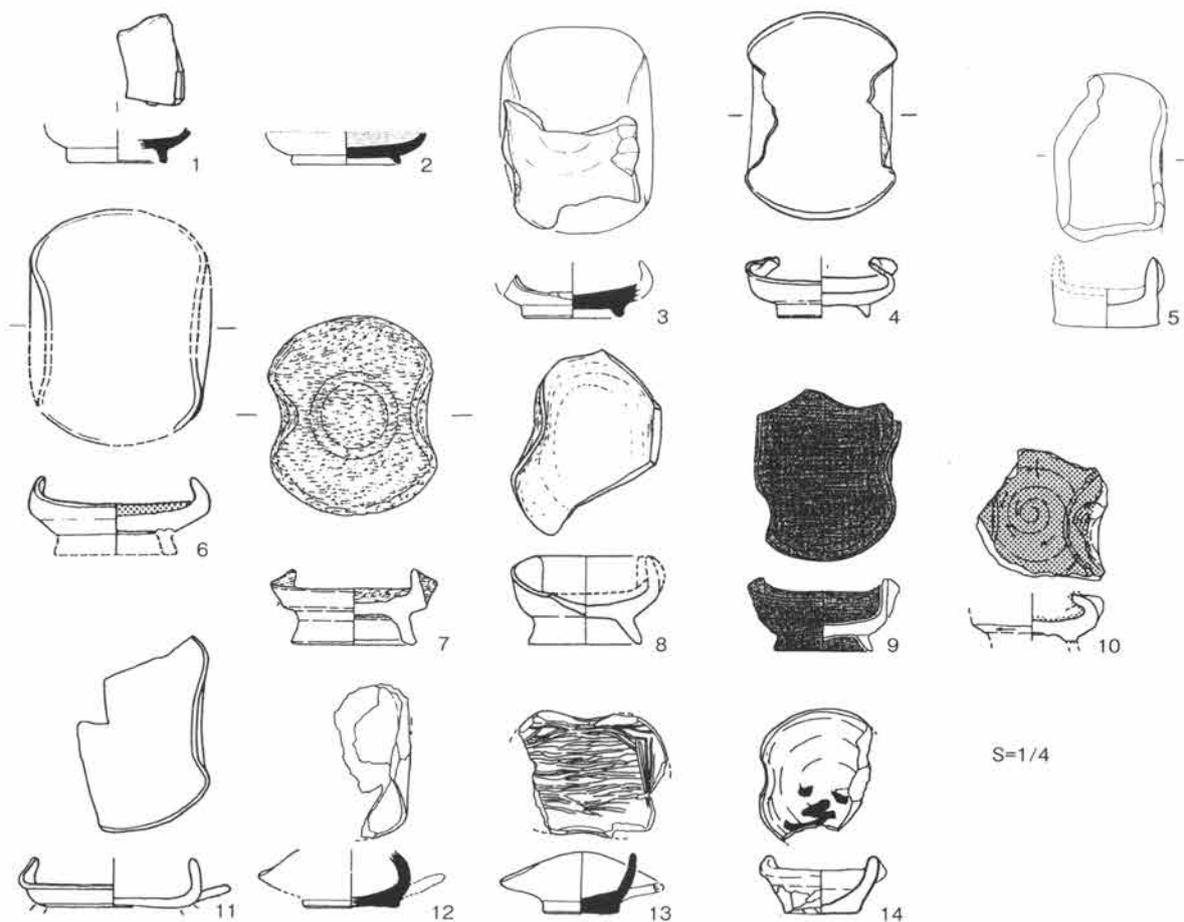
結城郡の峯崎遺跡 (No.3) からは土師器耳皿が1個体、猿島郡の北新田A遺跡 (No.12) では須恵器耳皿1個体、相馬郡の花前II遺跡 (No.14)・法華坊遺跡 (No.16) からは各1個体の土師器耳皿が検出されている。

葛飾郡では下総国分遺跡 (No.37) から灰釉陶器耳皿1個体、国府台遺跡 (No.39) で土師器耳皿が2個体検出されている。千葉郡では大北遺跡 (No.62) で緑釉陶器耳皿1個体、大森第1遺跡 (No.64) で土師器耳皿1個体が検出されている。

印旛郡では白幡前遺跡 (No.89) で灰釉陶器耳皿1個体、高岡大山遺跡 (No.99) で土師器耳皿1個体、岩富漆谷津遺跡 (No.114) から灰釉陶器耳皿1個体が検出され、香取郡では津宮遺跡群 (No.155) から土師器耳皿2個体が出土している。これらの耳皿は高台が付いたものが多い。

鉄鉾

鉄鉾は千葉郡の大森第2遺跡 (No.65) 出土の1例のみである。時期は8世紀後半と考えられる。竪穴住居跡から検出されている。



番号	遺跡名	番号	遺跡名	番号	遺跡名	番号	遺跡名
1	大北遺跡	4	岩富漆谷津遺跡	7	法華坊遺跡	11	高岡大山遺跡
2	下総国分僧寺	5	北新田A遺跡	8	大森第1遺跡	12・13	津宮遺跡群
3	白幡前遺跡	6	花前II遺跡	9・10	国府台遺跡	14	峰崎遺跡

第31図 耳皿

3 墨書土器等の文字資料の様相

官衙を表す墨書土器

「驛」・「衙」・「廳」

駅家を表したと考えられる墨書土器が2遺跡から検出されている。千葉郡の観音塚遺跡(No60)では「子驛□」、大袋小谷津遺跡(No120)からは「驛」の可能性のある墨書土器と「門殿」という墨書土器が出土している。

「衙」と「廳」はいずれも役所・官庁を表すことばである。「衙」は葛飾郡の下総国分尼寺跡(No38)と東中山台遺跡群(No48)から出土し、東中山台遺跡群からは「□藏」の墨書土器と須恵器高盤が検出されている。「廳」の墨書土器は、葛飾郡の下総国分尼寺跡と迎瑛郡の平木遺跡(No174)から出土し、平木遺跡では「郡厨」・「玉長」・「□厨」の墨書土器が検出されている。なお、「玉長」は迎瑛郡の玉作郷の郷長を示すと考えられている。このほかにヘラ書きで「軍」の文字が葛飾郡の曾谷貝塚(No42)から検出されている。

また、須和田遺跡 (No.40) からは「右京」、下総国分僧寺 (No.41) からは「□京」の墨書土器が出土している。国府の範囲が京として認識され、「右京」・「左京」に別れていた可能性が読みとれる。注目される資料である。

官衙の諸施設を表す墨書土器

「厨」・「館」・「曹司」

郡衙等の官衙の中にみられる厨家は調理場としての実務を中心とする施設である。「厨」の墨書土器が出土した遺跡はどのような場であったのであろうか。

厨の墨書土器が出土した遺跡は20遺跡で個体数は23個体に達し、官衙の施設を表す文字としては最も出土遺跡数が多い。8世紀後半～9世紀中葉までの土器にみられ、器種には高盤・高台付皿・杯 (第32図) がある。杯が最も多く出土しており、杯の底部外面に墨書されているものが大半を占める。

猿島郡内は北新田A遺跡 (No.12) から出土し、同遺跡からは高盤2個体と耳皿1個体が検出されている。

葛飾郡内では坂花遺跡 (No.34) と下総国分僧寺 (No.41) から「国厨」の墨書土器が出土し、注目される。坂花遺跡の出土例は火葬墓の甕の蓋として使用されていたものであり、高盤の脚台部外面に逆位の状態で墨書がみられる。下総国分僧寺出土の「厨」墨書は高台付皿の内面に書かれており、両遺跡の墨書土器の墨書記載位置はほかの地域のものとは異なった様相にある。

千葉郡内からは高沢遺跡 (No.71)・椎名崎遺跡 (No.73)・芳賀輪遺跡 (No.79) から出土し、椎名崎遺跡からは「布厨」の墨書土器が検出されている。

印旛郡内からは5遺跡で出土し、白幡前遺跡 (No.89)・高岡大山遺跡 (No.99)・腰巻遺跡 (No.112)・油作第2遺跡 (No.117)・台方下平Ⅱ遺跡 (No.119) から出土し、高岡大山遺跡からは「曹」・「門守」、油作第2遺跡では「曹司」などの墨書土器が出土している。

匝瑳郡内では平木遺跡 (No.174)・俣田遺跡No.1・2遺跡 (No.159)・妙名遺跡 (No.167) から出土しており、平木遺跡からは「郡厨」・「廳」、俣田遺跡No.1・2遺跡からは匝瑳郡の厨を示すと考えられる「匠厨」の墨書土器が出土している。埴生郡では向台遺跡 (No.136)・大畑Ⅰ遺跡 (No.138)・囲護台遺跡群 (No.128)・山口遺跡 (No.126) から出土し、大畑Ⅰ遺跡は埴生郡衙推定地である。

海上・香取・猿島郡内からは各1遺跡から出土し、香取郡の長部山遺跡 (No.156) では「官」の墨書土器が出土している。

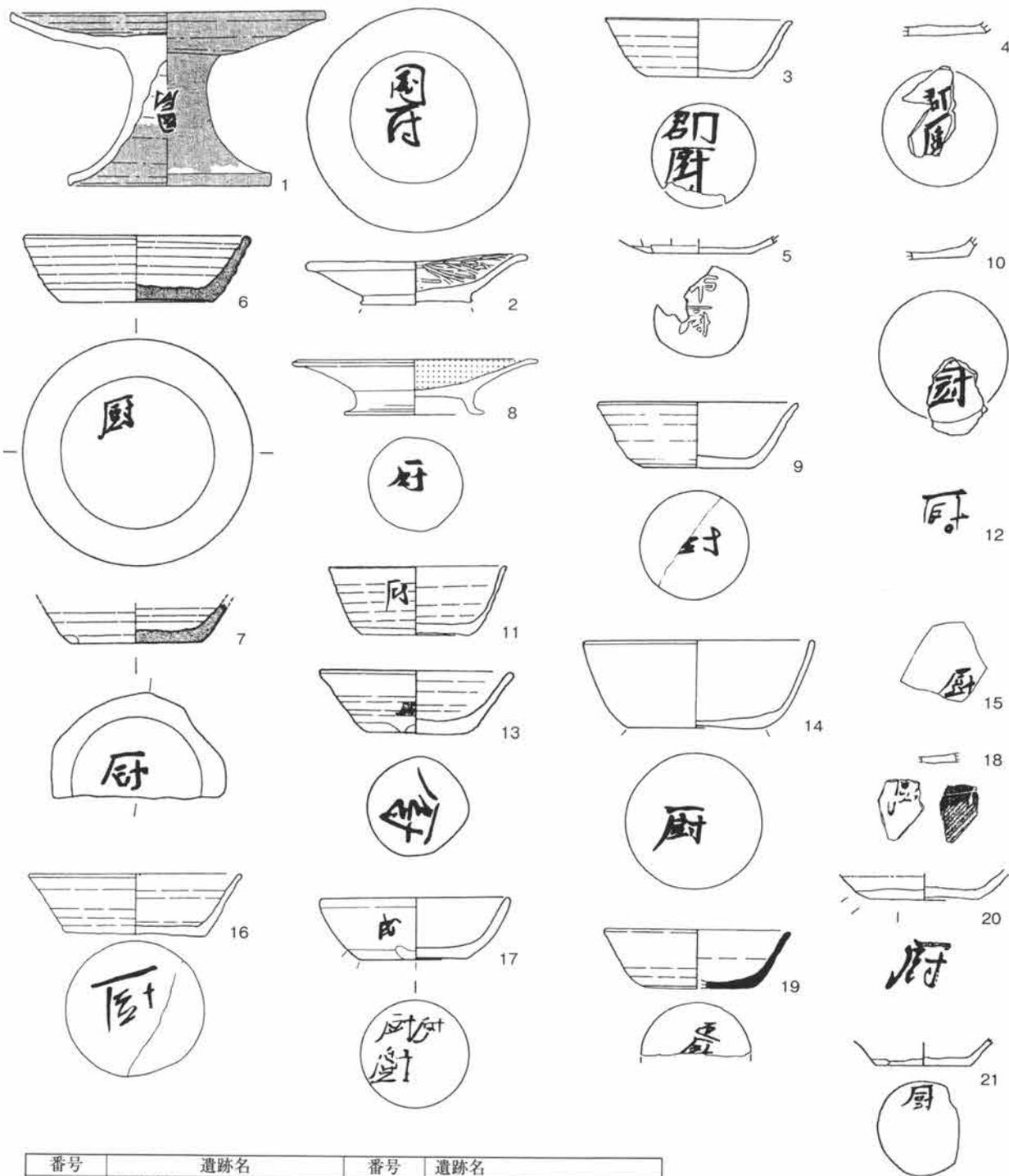
文献にみえる「館」は、国衙・郡衙等に付属する宿泊や食事を提供する施設である。下総地域からの出土は須和田遺跡 (No.40) の「博士館」のみである。須和田遺跡は国府台遺跡の東に所在し、国府に置かれた国学に勤務する国博士 (定員1名) の宿泊施設が付近に存在する可能性も考えられる遺跡である。

曹司とは行政実務や役所機能の維持・運営に関わる業務を分掌する機関及びそれに伴う施設群である。「曹司」若しくは「曹」の墨書土器が検出された遺跡は、印旛郡の高岡大山遺跡 (No.99)・油作第2遺跡 (No.117)、香取郡の名木廃寺跡 (No.152)、海上郡の古屋敷遺跡 (No.178) の4遺跡で認められる。

高岡大山遺跡からは円面硯・風字硯・高盤・鈎帯金具・耳皿が検出され、墨書土器は「曹」のほかに上記の文字が認められる。油作第2遺跡からは「厨」の墨書土器、古屋敷遺跡からは鈎帯金具と郷名と考えられる「山幡」・「千俣」の墨書土器が出土している。

律令官人を表す墨書土器

「守」・「介」・「校尉」



番号	遺跡名	番号	遺跡名
1	坂花遺跡	13	腰巻遺跡
2	下総国分僧寺	14	高岡大山遺跡
3・4・10	平木遺跡	15	妙名遺跡
5	椎名崎遺跡	16	北新田A遺跡
6・7	大畑I遺跡	17	山口遺跡(公津原Loc.20)
8	長部山遺跡	18	岩井安町遺跡
9	白幡前遺跡	19	俣田遺跡No.1・2地点
11	台方下平II遺跡	20	油作第2遺跡
12	開護台遺跡群	21	高沢遺跡

S=1/4

第32図 「厨」の墨書土器

守・介は国の四等官の最上官と次官を表した文字と認識され、「校尉」は諸国に設けられた軍団の兵200人を統率する指揮官の名称である。「守」の墨書土器は逆巻郡の柳台遺跡（No.168）から検出され、さらに「千校尉」の墨書土器が検出されており、6個体の高盤や鈎帯金具が出土している。「介」は相馬郡の野守遺跡（No.23）から検出されている。野守遺跡は相馬郡衙跡である日秀西遺跡（No.24）に隣接しており、一連の遺跡と考えられる。

このほかに埴生郡の南囲護台遺跡（第1地点）（No.130）から「使生」という墨書土器が検出されているが、これは国の四等官の下官である史生の可能性が指摘されている。

墨書土器はこれ以外にも「官」・「公人」等の官衙に結びつくものが存在する。なお、「丁」の文字が記載された墨書土器も数遺跡でみられたが、これのみ単独で出土した遺跡については今回の集成から除外した。

4 官衙関連遺物出土遺跡の複合分布状況の有する意義

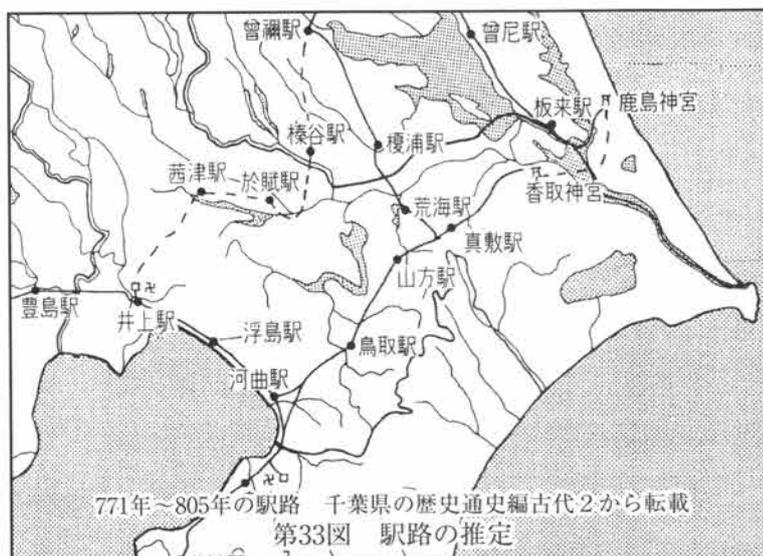
1. 主要遺物の性格

以上、郡ごとにそれぞれの遺物の分布を概観したが、これらの遺物を総合してみると何がわかるであろうか。

まず、全体の分布であるが、第23図と第33図の千葉県史記載の駅路推定図¹¹⁾とを比較していただきたい（以下、駅路の推定地については註11の文献による）。官衙関連遺物出土の多くの遺跡が古代道路の推定路に沿って分布しているように見受けられる。とくに畿内産土師器は従来から古代の街道沿いに多く分布する¹⁵⁾とされているが、今回の分析もそれを裏付ける結果であり、千葉郡と印旛郡の畿内産土師器のあり方はほぼ駅推定路に沿ったものとなっている。

また、円面硯の分布についても同様に古代の道路に沿った形の地域が多い。円面硯の出土した遺跡は、上記の個別分布でも述べたように国府周辺域、郡衙遺跡に多く存在し、円面硯は優れて官衙に結びつく性格であることは明白であろう。円面硯が出土した30遺跡のうち、21遺跡で何らかの文中で扱った官衙関連遺物が相伴していることから、このことは補強されるであろう。

円面硯と畿内産土師器の両者が出土している遺跡は7遺跡であり、葛飾郡内の国府台遺跡及び印内台遺



跡、千葉郡内の大北遺跡（官衙関連遺跡）、相馬郡内の日秀西遺跡（相馬郡衙跡）、埴生郡内の向台遺跡及び大畑I遺跡（埴生郡衙跡）、囲護台遺跡群である。7遺跡中5遺跡は国府跡・郡衙跡、駅家関連遺跡の可能性が指摘されており、両者が同一遺跡内から検出された場合、付近に官衙遺跡の存在を想定する必要に迫られるであろう。

以上、円面硯と畿内産土師器は交通の要衝若しくは官衙からの検出例が非常に多く、官衙関連の遺物の中でも重

要な遺物として認識される。

高盤については、下総国府跡と目される国府台遺跡から多量の高盤が検出されていることや官衙関連の遺跡から多く出土していることから、積極的に官衙関連遺物として評価できる。高盤を出土した83遺跡のうち、ほかの文中に示した官衙関連遺物がみられない遺跡は24遺跡であり、官人等と密接に結びついている遺物と考えられる。

鈔帯金具は、集落内から多く出土している。これをどのように評価すべきなのか判断に迷うところである。鈔帯金具が検出された102遺跡のうち、53遺跡からはほかに官衙関連遺物が検出されていない状況にある。半数以上の遺跡から遺物がこれ以外に検出されていないことは、鈔帯金具の性格が必ずしも官衙に直結するものではないということを示している可能性もある。鈔帯金具は竪穴住居跡から多く出土することから、金具自体を竪穴住居の構築の際の地鎮・鎮壇等の祭祀に使用されたとの見解も存在し、鈔帯金具の出土地点を探っても官衙関連遺物とは離れた動きとなるという指摘もなされよう。

しかしながら、分布状況を巨視的に概観した場合、鈔帯金具も古代における主要交通路上に位置しているものが多く、官衙関連遺跡からの出土も認められ、分布も集中する地点が多い(第34図)。祭祀具的な用途が最終的な鈔帯金具の使用法であるとするならば、分布も下総地域に普遍的にみられるのではなかろうか。さらには、分布している金具のすべてを祭祀具若しくは何らかの記念の分配品とみなすことはできないだろう。ここでは、鈔帯金具を本来の使用目的に応じた用いられ方、すなわち正式な儀式等に身に付けるものであることに重点を置き、それらを身に付けたであろう人々がいた地域の表れとして分布を捉えることにしたい。

双耳杯については、官衙と考えられる遺跡からの出土が国府台遺跡のみであり、必ずしも官衙に伴うとは言えない。しかしながら、9遺跡のうち双耳杯と円面硯の両者が検出されている遺跡が5遺跡みられることや、大部分の遺跡が官衙関連遺物の出土が稠密な地域の中にあることを勘案するならば、官衙関連遺物に含めることが可能な遺物と判断される。

耳皿は12遺跡の出土遺跡のうち、官衙関連遺跡からの出土は国府台遺跡・大北遺跡の2か所である。9遺跡からほかの官衙関連遺物が検出されており、分布もそれぞれの地域の遺物集中地域からの出土が多い。官衙及び拠点的な集落から出土する状況にあることがわかる。時期的には双耳杯よりも基本的に新しい遺物であり、双耳杯に代わる何らかの儀式に利用されていた遺物として評価しておきたい。

下総地域の「厨」の墨書土器の出土遺跡は、全体的には官衙そのものの遺跡よりもその周囲の拠点的な集落遺跡からの出土が多いように見受けられる。このように集落跡からの出土が多い要因について山中敏史氏は、郡衙や郡衙の出先機関以外の場所で郡衙の厨が供給活動を行っていた際のものも含まれるとしている¹⁶⁾。

なお、印旛郡及び埴生郡からは合計で9遺跡から出土し、官衙関連遺物出土遺跡が集中する箇所にも多く分布している。

「厨」の墨書土器は20遺跡で検出されているが、高盤の分布と重ね合わせた場合、20遺跡のうち11遺跡から高盤が出土している。半数以上の遺跡から饗宴・儀式に使用されたと考えられる高盤が出土する状況は、その遺跡自体が官衙ではないにしても近く官衙から物資の供給がなされた可能性を示唆している。

以上、円面硯・畿内産土師器・高盤、墨書土器の「厨」等は官衙関連遺物として積極的に評価できるものであり、双耳杯・耳皿・鈔帯金具の分布は従的な遺物として認められるであろう。



第35図 官衙関連遺物出土遺跡集中範囲

2. 核となる地域の抽出

さて、上記の概念（円面硯・畿内産土師器・高盤を重要視する。）に沿って遺物分布を郡ごとにみると、各地域で官衙関連遺物出土遺跡の分布にまとまりがあることがわかる。第35図はこのまとまりの範囲を括ったものであり、その中に初期寺院（8世紀前半までに創建された可能性の高い寺院）の分布と延喜式内社¹⁷⁾（論社を除く）の位置を入れたものである。

以下、郡ごとに核となる地域を挙げる。

結城郡 郡北部に円面硯を中心とした分布がみられる。結城廃寺跡よりも北部の地域にみられ、延喜式内社の高椅神社及健田神社よりも南部の地域にみられることになる。

岡田郡 郡北東部に円面硯を中心とした分布がみられる。円の下端にある国生本屋敷遺跡は岡田郡衙跡推定地となっている遺跡であるが、遺物分布状況からみて、郡の中心はこの遺跡とその周辺にあることを予見させる。国生本屋敷遺跡の付近には延喜式内社の桑原神社が所在する。

援島郡 郡北西部に出土遺跡がみられるが、遺跡数が僅かなため、不明な点が多い。

葛飾郡 郡南部の国府推定地である国府台遺跡を中心とする稠密な分布が認められる。国府台遺跡の南東に真間廃寺跡がみられ、国分僧寺、国分尼寺跡も分布範囲内に所在する。

相馬郡 郡南東部の相馬郡衙跡の日秀西遺跡（No.24）を中心とした分布が認められ、分布は稠密である。

郡域の南西部にも分布がややまとまる箇所があるが、これについては古代駅路の茜津駅推定地（柏市北柏・根戸・我孫子市船戸付近）と近接した分布となっている。

千葉郡 郡南部の大北遺跡を中心とした分布を示しており、畿内産土師器が出土する遺跡が多い。大北遺跡の北西には初期寺院である千葉寺が存在し、従前からこの周辺に郡衙の存在することが考えられている。また、延喜式内社の蘇我比咩神社が近くに存在する。千葉郡内には浮嶋駅・河曲駅が存在するが、浮嶋駅は習志野市津田沼・鷺沼付近と千葉市花見川区幕張町付近が推定地とされ、河曲駅は千葉市中央区の寒川付近が推定地と考えられている。

観音塚遺跡（No60）は大北遺跡の西北600mの位置にあり、大北遺跡との関連も考えられる遺跡であるが、観音塚遺跡からは「子驛□」という墨書土器が検出されており、注目される。おそらく河曲駅家は大北遺跡の周辺にあったものと考えられる。

印旛郡 遺物の集中する地域は2か所に存在し、郡中央で千葉郡寄りの高岡大山遺跡（No99）を中心とした分布と、郡中央北寄りで埴生郡と接する大袋小谷津遺跡（No120）を中心とした分布がみられ、郡中央北寄りの分布は隣接の埴生郡の圀護台遺跡群を中心とする一群と重複する。高岡大山遺跡の分布域には、長熊廃寺跡がみられ、大袋小谷津遺跡の分布域には延喜式内社の麻賀田神社がみられる。

印旛郡の官衙には郡衙とともに古代駅路の鳥取駅が存在する。鳥取駅は佐倉市神戸・木野子周辺が推定地とされており、鳥取駅の推定地は郡中央で千葉郡寄りに分布がみられる遺跡群の中に収まっている。同地域は郡衙・駅家の両者若しくはそのどちらかが存在する可能性が濃厚である。

大袋小谷津遺跡からは「驛」の可能性のある墨書土器と「門殿」という墨書土器が出土しており注目される。円面硯は下総地域最多の9個が出土しているので、官衙的な遺跡の可能性が高い。

埴生郡 印旛沼の北端部と郡域の南西部の2か所に分布が別れる。北端部は埴生郡衙跡に比定される大畑第I遺跡を中心として、畿内産土師器・須恵器円面硯が分布する遺跡がみられ、大畑第I遺跡の近くには初期寺院の龍角寺が存在する。

南西部は圀護台遺跡群（No128）を中心とした分布であり、印旛郡の大袋小谷津遺跡（No120）を中心とする遺跡群と複合した大きな分布を形成する。

埴生郡には駅路の山方駅が存在する。山方駅の推定地は成田市成田・加良部・中台・田町・東町・本町・仲町・上町・花崎町・新町・馬橋・圀護台・南平台・郷部付近のいずれかとされており、推定地は南西部の官衙関連遺物出土遺跡群と重なっている。南西部の分布は印旛郡の範囲まで伸びており、あるいは印旛郡の「驛カ」の墨書が出土した大袋小谷津遺跡の一群を取り込んだ形で、山方駅家に関わりがある集団が存在した可能性を考えることはできないであろうか。

香取郡 郡域の西部と東部の2か所に分布が別れるが、円面硯の分布が1遺跡のみで、畿内産土師器の出土も認められないことから積極的には区域を設定できない。西部は青山富ノ木遺跡（No151）を中心に3遺跡が認められ、付近には初期寺院の名木廃寺跡や龍正院が存在する。東部は円面硯や高盤が出土した仁井宿東遺跡（No154）のほか4遺跡がみられ、仁井宿東遺跡の南東には香取神宮が存在する。東西のどちらかの群に官衙が存在する可能性が認められる。

香取神宮の神官については、位階・季禄が与えられていた。『延喜式』¹⁸⁾によれば宮司は従八位の官人に準じて季禄を支給されると規定されており、神官は官位に相当した衣服が支給されていた。